



Title	小袖意匠にみられる町人的性格：その形成基盤について
Author(s)	中島, 清子
Citation	デザイン理論. 1967, 6, p. 60-77
Version Type	VoR
URL	<a href="https://doi.org/10.18910/52509">https://doi.org/10.18910/52509</a>
rights	
Note	

*The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA*

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

# 小袖意匠にみられる町人的性格

## —その形成地盤について—

中 島 清 子

### 序

かつて、被服史上、小袖様式が成立したと考えられる室町時代より小袖の意匠についてその発展を史的に観察し、各時代の特質を把握しようとした。云うまでもなく小袖という形態は現在のきもの、形の源でもあり、その意匠は変遷を重ねながら今日なお我々の生活に根づよく存続している。

これら小袖意匠の歴史を振り返る時、同じ小袖という限られた形に施された模様でありながら、そこに時代的な相違を見いだすのである。すなわち「蓮葉模様辻が花裂」<sup>(1)</sup>や「緑地草花模様辻が花裂」<sup>(2)</sup>にみられるように絞り染を主体として草花模様をあらわし、一見華やかではあるがさびた味わいをもつ小袖、これを室町的な意匠と云うならば、「慶長小袖」<sup>(3)</sup>のように刺繡・摺箔・絞り染等の技法を用い、様々な形象を関連なく配置して小袖全面に地無きまでに模様づけを行ないその豪華さを誇っているかの如く見える小袖は桃山的な意匠と云えよう。江戸時代のものでは寛文模様と通称されている模様形式—それは背を左肩から右裾へ斜にきって思いきった大模様をえがきだし、左身に空白の部分を残しているもの—があり、前代に見られた抽象的な模様が具象的な形をもつようになる。時の経過とともに寛文的な模様構成の偏りがなくなって全面模様への方向を示し、やがて元禄小袖意匠が実現する。これは「紅地熨斗模様小袖」<sup>(4)</sup>が

示す如く当時の染織の加工技術を網羅して、その技法に繊細さを求める、材質の贅を競い、あくまでも華美に意匠づけされているものである。

小袖意匠史という視野にたってこれらを眺めるならば、桃山小袖或は元禄小袖と名づけて一時期を画することが可能であると思われるし、それぞれの意匠の独自性については、その由来するところを探りつゝ既に考察を試みた。<sup>(5)</sup>いま、こゝに取り上げようとするのは、元禄小袖を継承した筈のものがその後どのような展開を示すのか、小袖意匠の流れの中にその変化を見究め、出来得るならばその特質を把握して小袖史上における位地を見定めたいと思うのである。

一

江戸時代中期を過ぎた頃から小袖模様に御所風或は御殿風とよばれているものがある。「綿子地雲立涌に花束模様打掛」<sup>(6)</sup>は綿子地に雲立涌と菊・牡丹・藤・葵の花束模様を全面に配し彩糸や金銀糸の刺繡・摺でだし、「白地菊立涌花束模様打掛」<sup>(7)</sup>は徳川家定の側室であった人の着用品と伝えられているものであるが、杜若・藤・桔梗等の花束を刺繡や疋田であらわして花束の間に摺疋田の菊立涌を斜に置いている。いずれも花束・立涌を題材にしたもので、いわゆる御殿風の趣をもつ。御所風・御殿風というのは風景を主題として、松や桜・菊・藤・笹・流水などを細かくあらわし、それに御所車や網干・葛屋等を適当に配置し、殆ど刺繡によっているものをいう。従ってその意匠には多彩な濃厚さがみられるが重苦しい感じではなく、その重厚さが却って御殿風らしい格調をもたせているようである。「寛永の頃、女院の御所の御好により絹を染めさせ女官などに賜わり都鄙おしなべて流行せし御所染」<sup>(8)</sup>がどのような技法でどのような模様であったかは不明であるが、その後御所染の名はしばしばみえており、それが伝統的な意匠として公家に伝来しながら一つの類型を作り上げ、武家にも取り入れられて江戸時代後期には御所風又は御殿風なものとして江戸の巷間に迎えられたのであろうか。御所風なものがしだいに市井の間に流れていった事実を伝え

ている。<sup>(9)</sup>現在においても御所解模様とよんで御所風な模様が用いられているのはこの伝統をうけているものであろう。

こうした公家や将军家・大名家に伝統的な意匠として踏襲されているものとは別に、当代に制作され着用されたものに次のようなものが見られる。

「縮緬地田家風景模様小袖」は紅色の縮緬地に金糸や彩糸で田舎の風景を刺繡したもので、川の流れに沿って肩より裾に向かい次第に近景をえがいている。この小袖の模様については「この小袖の模様の本当の面白さは、これが単なる川の流れを主題とした風景模様にあるのではなく、そこにクイズのような意味が隠されていることである。背の部分で合流している二条の川の左側の方には岸に山吹が咲いており、しかもその間に馬の響が落ちている。これは、『駒とめてなほ水かはん山吹の花の露そふ井出の玉川』の古歌によった山城の井出の玉川の景である。又右側の川の辺りには布が干しており、これを搗くための臼と杵が見える。これは、『玉川にさらす調布さらさらになにそこのこにここだかなしき』という武藏調布の玉川を、また下流の萩に葛屋は、『あすも来ん野路の玉川萩こえて色ある浪に月宿りけり』という近江の野路の玉川を現わしている。つまり一見何でもない川の流れのようでは実はその中に歌の名所として知られた六玉川の中の三玉川を描いているのである」と解説されている。<sup>(10)</sup>

「縮緬地滝に桜花模様小袖」<sup>(11)</sup>は納戸の縮緬地で肩に山、裾に水を配し、背面全体に桜花をえがき、肩より裾に滝を流して桜の根に鼓を置いている。この模様の題材は能楽によったものと思われるが、物語の素材である山々の花・滝・鼓が整然と小袖の中に構成されている。

このような小袖をみていると、小袖模様は物語りに取材したり、歌意をあらわそうとする傾向をおびてくる。前代までのものにも例えば「白羽二重地紅葉に鹿文字模様小袖」や「金紅地詩歌模様小袖」のように詩歌をあらわした模様はあったが、前者は裾より肩へ紅葉の幹をくねらせ紅葉をふみ分ける鹿を文字の繡であらわしているし、後者は文字散らしによって朗詠の歌をかいており、

詩歌を題材にしても小袖の場合、模様構成の目新しさを意として歌の言葉を端的に表現しているが、歌意を含むような内容をもたせたものではなかった。ところが、これらは風景模様の中に物語りを暗示し、しかもいくつかの謎を含めて模様の面白さをねらっているようである。例えば、松竹梅を主題とする場合でも、梅と竹をえがき、松はえがかずに芦のしげみをえがいた中に舟を浮かせて人を待つ風情をたゞよわせ、松（待つ）をかけてあらわそうとするように。そして技法はより細やかな刺繡を施して模様・技法共に凝った好みのものとなってくる。

「木綿地日本三景模様小袖」<sup>(12)</sup>は木綿地に藍一色で日本三景の景色を染めだした浴衣であるが肩に宮島、腰に天の橋立を雲形の区切りの中におさめ、裾に松島を波涛の中にえがいている。宮島は嚴島神社の社殿廻廊、背景の御山を鳥瞰風に非常にこまかい描写でみせ、裾の波の技巧もまた手のこんだものである。

「薄黄縮緬地近江八景模様小袖」<sup>(13)</sup>は友禅染で近江八景を華やかな色とぼかしで染めている。裾を浅黄色に染めて湖として唐橋、粟津、矢橋の帰帆をかき、背の中央に堅田の浮御堂を大きく浮かせ、肩にかけて浅黄をぼかして紫の雲を散らしながら袖後と肩に石山寺、三井寺を配置している。日本の名所を題材にした名所図絵的な小袖はこの他にも京名所を扱ったものや三保松原を扱ったもの等あり、小袖模様は説明的な内容をもちらがら写景的な方向への進展を示していると云える。

「縮緬地吉原細見模様小袖」<sup>(14)</sup>はその傾向の顕著なもの、例であろう。茶色の縮緬地に友禅染と刺繡で吉原の廓の中の風景を細かく描写している。こゝに掲げたのは背面の腰の部分であるが斜上から見下した家の見通しを、室内の道具揃いもよろしく正確に細かく写しだしている。家並の外には小袖姿の女や羽織姿の武士が刺繡によって配置され、すべてが驚くばかりの精巧さで表現されており、あたかも一幅の風俗画を楽しむような気分を覚える。これは又、上に述べてきた小袖とは異なり模様は裾模様の形式をとっている。裾模様或は腰高模

様と称するのは、小袖の前後の腰から裾にかけて模様の重点をおき、肩にあがるにつれて無地に染め上げているものを云うが、この形式は江戸後期になってあらわれてくる。後述するところであるが当時の衣服禁令により大模様の衣服が禁止された結果、或は帯の巾を広くすること、共に行われたとも、又島原つけといって遊女の小袖を真似したことからはじまるとも考えられていることであるが、以来裾模様は左右対照の形をもって固定化し、はじめに述べた伝統的な御所風小袖も腰高模様の形式におさめられるようになる。<sup>(15)</sup>染織の技法は模様形式の固定化と共に精巧になり、刺繡の技術はますます洗練されてきてはいるが技巧の枝葉的な洗練にとどまり、意匠の新鮮さの失われていくをまぬがれない。

「綿子地波に鯉模様小袖」<sup>(16)</sup>は紫色の綿子地の裾に波を白く、裾より立棟にかけて波間におどる鯉を繡いだしたもの。鯉は金糸であらわし、その目にはガラスをはめこんで装飾し、繡もこまかく高度な技法を用いてはいるが、技巧の過剰が却って意匠をわざらわしいものにしている感がある。

江戸時代も享保を過ぎた頃から後に制作されたと伝えられる小袖は多くあり以上は極く僅かの例にすぎぬが小袖意匠の具体的な実例を取り上げてみた。これら一群の小袖を通して考えられるこの期のものの特性として、(1)御所風・御殿風と云われる典雅な伝統的模様は公家や武家の一部に継承されており、それを真似る風のみられたこと。(2)繰り返し模様や分割構成的な模様は見られなくなり、描寫的な風景模様が多くなる。しかもその風景は文学的な意味を担つてはいる。又は日本三景や近江八景等の名所を写しており、模様に主題をもたせようとしている。(3)裾模様の形式がはじめられ模様の重点は裾におかれて、意匠は固定化への推移を示す。すなわち、模様の素材は裾模様という限定された構成の中に隙なくおさまり、整然としていて安定をみせるようになる。(4)模様構成に一つの型が定まると、そこに安住し、染織の技術が繊細になり、染や刺繡において末梢的な精巧さを誇り、限られた面積に出来るだけ多くの細工を見せようとする。そのために技巧過剰のあくどさをともなってくる。等々の事柄

を現存の小袖よりみいだすのである。〔註〕写真参照 fig. 1, fig. 2, fig. 3, fig. 4,

## 二

しかし、これで小袖意匠の特性が云い尽くされたわけではない。というのはこの時代の小袖意匠を論ずるにあたり、浮世絵にえがかれているきもの姿についても観察しなければならぬと思うからである。

浮世絵では明和年間に錦絵が創められ、これまでの丹絵や紅摺絵とはつがって多色摺が可能となり、紅緑費などの簡単な彩色であったものが多くの複雑な色を摺りであらわすようになって、当時の風俗をくわしく我々に示してくれる。鈴木春信・勝川春章・喜多川歌磨等多くの絵師たちが活躍し、遊里の情景や役者絵・美人画又は風景をえがいて各々獨得の画風を創造しているのではあるが、それらのもつ浮世絵的情感はさておき、そこにえがかれているきもの姿についてみていく。ここでは遊女や役者絵を除いて市井のものを眺めたい。<sup>(1)</sup>

春信の「湯上り図」は湯上りの婦女が浴衣をひきかけ縁側にて涼をとっており傍には腹掛姿の子供が金魚とたわむれている。どこにでも見られる情景をえがいているのではあるが、この浴衣は極くあっさりとした藍の豊縞である。同じく「調布の玉川図」は先にあげた「縮緬地田家風景模様小袖」の主題となっている歌枕の六玉川のうち調布の玉川を婦女の布さらしの姿でえがいているが、やはり藍の豊縞のきものに紅のけだしをみせ水木結びの帯を垂らしている。

巨川の「鏡持美人図」にはかすり模様の濃藍のきものに紅の襦袢を透かした女が懐中鏡を手にもってのぞきこむ立姿を後方にえがき、石畳地文様の綾子かと思われる帯を文庫結びにしている。

磯田湖竜斎の町方の若い男女をえがいた「若衆と娘図」は天明頃の当世風でもあろうか、男の冬姿をみると頭は巻髪とて元結を多く卷いて髪を下から上へかき上げ、長い縞の羽織の紐を長く垂れて前結びにし、黒無地のきものに縞の下着を重ね、赤い緒の下駄をはいでいる。当時市中をぶらぶら歩いたいわゆる

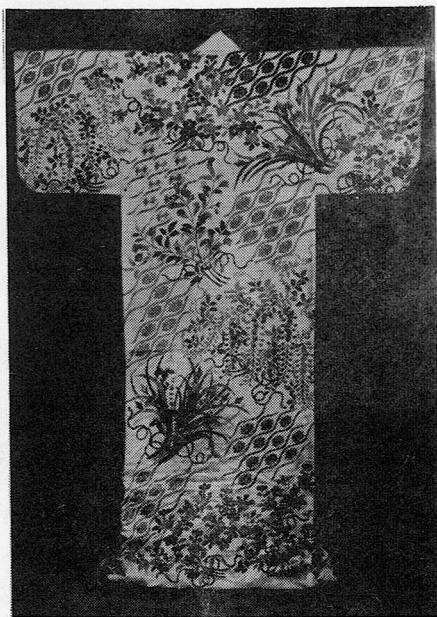


fig. 1 白地菊立涌花束模様打掛  
十三代將軍家定の側室であった  
人の用いたもの。

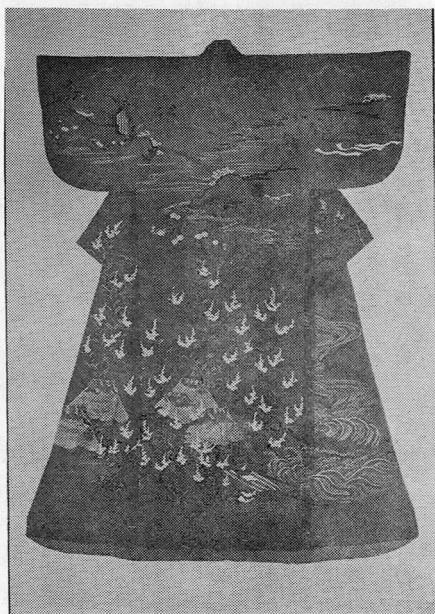


fig. 2 縮緬地田家風景模様小袖

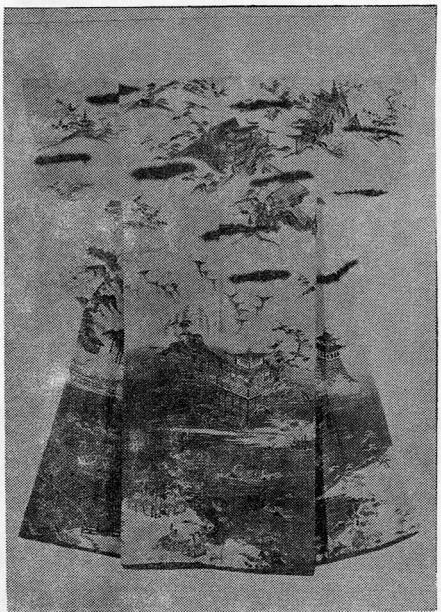


fig. 3 縮緬地近江八景模様小袖

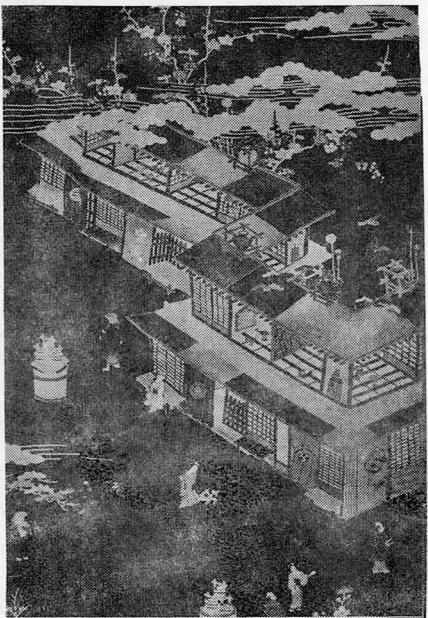


fig. 4 縮緬地吉原細見模様小袖  
(部分)



fig. 5 鏡持美人図

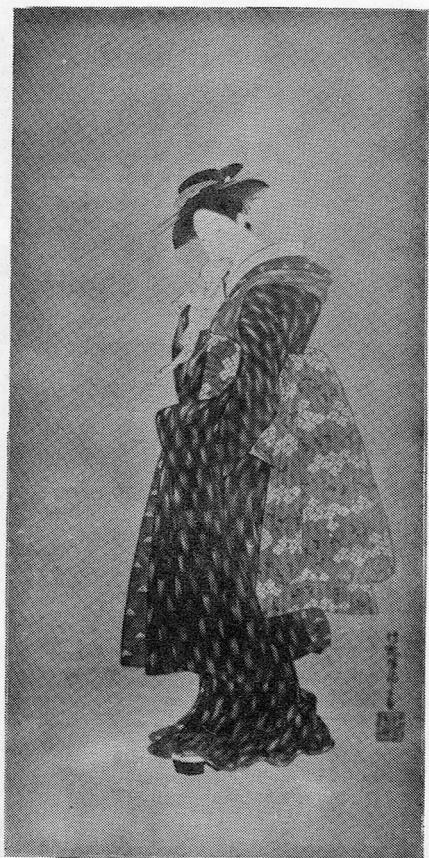


fig. 6 若衆と娘図の娘



fig. 7 活花三美人



fig. 8 江戸風俗図巻のうち娘図

通入にもてはやされたという文金風は、こうした恰好をいったのであろう。それに対する娘は矢絣風の藍の單衣をきて、裾・袖振に小模様のある紅の下着をのぞかせて、帯を長くひとつ結びにし、ういういしい夏姿にえがいている。又「吹雪に悩む女図」は傘をさして雪をよけ、裾を気にしながら歩く芸者の姿をえがいているが、この芸者は地味な裾模様の上着に唐草模様の派手な下着を合わせ、紅の襦袢をみせ、独鈷の博多帯をしめている。この唐草模様の下着は當時長崎表より渡来の珍しき織物として御禁制の対象となった更紗であろうが、下着に高価なものにつけていた芸者の心意気が偲ばれるようである。

勝川春章の「活花三美人」は菖蒲をいける女、それを立膝で眺める女、水さしをもって縁に立つ女、思い思いの三人の姿が美しい配置をみせている。湖竜のえがいた娘とよく似たきもの姿すなわち小模様のうすものに小模様の紅の下着を着た娘が花を活け、それを眺める女はとき色の格子縞模様のうすものを素肌に着こなし、立つ女は濃藍のかすり模様のきものに黒襟をかけている。同じく春章の「散策美人図」にみる商家の内儀らしい美人は、黒の裾模様で下着に薄緑と薄藍の二枚を重ねてその配色も美しく、茶地の帯は珍しい動物模様をえがいており、これも渡来の更紗をあらわしているのであろうか。煙管もつ右手に紅の襦袢がのぞいている。

北尾政演が「…かかるよしなきされ絵も時の風俗を見んにはたよりなきにしもあるらさるへし よっておもふ所をのへて」描きのこしている「江戸風俗図巻」は各階級の人物を「事あたらじうしるすにおよはすといへとも百年の後に残つて人の見ん時のために」に説明している。「有徳なる町人の息子着たるきぬは信州の産植田縞といふおりものなり」の町人の風俗からはじまり26の風俗をしるしている中に「町人の妻」は豎縞小袖に黒襟をかけた姿でえがかれ、「竹取の翁のかぐやひめのことき箱入のむすめのさま也」と町家の娘には#柄模様のとき色小袖をさせ、かこいものや芸者には無地や裾模様の小袖をさせてその特徴をみせている。これはその序（文化五年戊辰夏六月）にもあるように、世の風俗の

かわることが多い故に後の人のために記録したものであるから、京伝が選んだ人達の姿を正確に写生したものと考えられるし、寛政から文化頃の市井の姿とみて差支えないだろう。

以上みてきたところ、浮世絵の小袖には前述の現存する小袖にみられたもののほかに、かすり模様・縞模様の小袖がある。それは紅の襦袢を透かせたり、裾や袖口に紅をのぞかせたり、或は下着を重ねたりして匂うばかりの娘姿をして、女のあでやかさ、なまめかしさを漂わせている。浮世絵が女のあらゆる美しさを追究して表現せんとした絵師たちの理想のすがたであり、そのため衣裳も姿態も理想化して描かれていることはいうまでもなく、従ってそれらをもって現実の市井の風俗として解することはやゝ早計かもしれないが、そのような絵師たちの作画にみられる意図的なものを考慮のほかにおいても、これらの小袖には先にみた小袖と異質のものを含んでいるのに気づく。

それは縞やかすり模様の小袖が代表するように、技法は単純な織や染を用いて金銀の刺繡ではなく、意匠にも物語的な主題や説明的な風景は何ひとつ見られないものである。そこに見られるのは一枚の小袖に施される模様の纖麗さではなく、小袖を着用した時のきもの姿として複合的なものゝかもしだしている美しさである。そのために小袖の模様は複雑なものより単純なものが、色調は多彩なものより単彩なものが選ばれ、袖口や裾に見える下着の色との調和がそこにはみられる。  
註) 写真参照 fig. 5, fig. 6, fig. 7, fig. 8,

### 三

いま江戸時代後期の小袖を遺品や浮世絵について見てきたが、そこにみいだした意匠が小袖史上、前代とどのように区別され、そしてそれがどのような背景をもちながら作られたものか考えてみたい。

江戸時代の小袖意匠を通觀するとき、元禄頃を中心とした小袖にひとつの頂点があった。その技法をみると江戸前期に多く見られた摺箱は少なくなり

友禅染や型染がそれに代り、鹿の子絞り・刺繡を加えて模様の細部までをあらわそうとする傾向がみえた。ひいながたが流布して光琳風の画やうが流行したり、友禅染が完成して自由で多彩な模様を小袖全面にあらわすことがより可能となり華美な意匠を作り上げ、被服への欲望が小袖に集中しているか如き觀を呈している。もちろんこれらは町人達の経済力に支えられながら実現したものであり、町人達の身分拘束による社会的な重圧が彼等の被服的欲望を促し、彼等の周辺を装飾させたのである。封建的な権力に甘んじねばならなかった町人達は金力で現世的な欲望を満たすことに自信をもち、その経済的な豊かさを誇示するための方法として小袖を派手に装飾し、そうすることがまた彼等の抵抗であったのだろう。町人の経済的進出と社会的地位との矛盾は如何とも致しがたく、こゝに西鶴のいう「よい衆」「分限」たるべく、いわば貴族的な生活をのぞんだのである。こうした生活感情をもつ町人達の作り上げた意匠は、その外的な美を競う欲望が根底にあり、小袖装飾によって得る優越感をその内容としていると云えるし、そのような感情に支配されている小袖は「きるもの」ではなく「みるもの」として扱われ、それをみるとことによっていくばくかの満足感を得たのであろう。そのためにより華美なより精彩な意匠をのぞみ、そのような意図によって実現した小袖は「みられる小袖」として独自の立場を主張しているかのように考えられたのである。<sup>18)</sup>

このような生活態度の中で形成されたところの元禄小袖を継承した入たちは、どのような眼で彼等自身の小袖を作り、眺めたであろうか。江戸時代も後期になると幕藩体制は成熟し社会組織は完全な形態に統制され安定していたのである。しかし政治経済とともに停滞をみせはじめ、その打開のため享保以来数度の改革が行われたが効果はなく幕藩の弱体化をみせてはいるが、その封建制はくずれることなく存続したのである。すなわち支配者たるべき武士階級は厳然と存在し、その権威は農民・町人を圧し、身分階級の枠にはめこまれた町人達は社会の不合理に不満を抱きつゝ屈しげるを得なかつたのである。かく政治組織

や社会制度がすでに出来上った環境において生活しなければならなかつたことは元禄町人にも同様のことであったが、彼等にみられた生活観が幕府の緊縮政策をうけながらいかにすがたを変えてゆくのか。そのすがたを把握することによって被服生活を支えているところの感情をも探りたいと思うし、それはとりもなおさず小袖意匠を形成する精神的地盤をなしていると考える。

元禄小袖の華美なことはすでにみたが、町人達の奢侈は「諸事其分際より花麗を好み殊に妻子の衣服また上もなき事共身の程しらず」<sup>(19)</sup>の有様を呈し幕府も諸法度を発して被服を規制したのである。「一、女之衣類自今以後 小袖之表一つに就て 上之御用之物は其代銀五百目を限り 万石以上之用之物は四百目を限り 其餘は三百目を限り 夫より高値の物一切に商売すべからざる事。一、女の衣類絹紬に不限 其下地は下品の物に而 縫鹿子等は不相応之物 たとへ詫候物有之候共 一切に仕り不可出事。一、男女の衣類に不限 自今已後 或は珍らしく或は新しき織物染物之類一切に仕り出すべからずる事」(正徳三己年五月)とあり、身分不相応な高値の小袖を禁制している。縫鹿子染の手間代が高くなり、御定の通りに合わせるべき下地をつかわしたり、或は小袖二つ三つの価を合わせて一つの代銀としたりして御法度の破れていることを述べている。

「町人男女衣類之儀前々も相触候得共美麗之由に候 此間は別而結構に成 下着迄に心を附候様に相聞不届に候 町人并召使男女共に 衣類之品先年相触候通可心得候 相背におるては急度曲事に可申付候 勿論見合次第召捕可申候間此旨町中可触知者也」(享保三戌年五月)等、町人男女・諸大名妻女に禁令をだしている。甲子夜話にあるように「町廻りの同心、両国橋にて商人の妻黒縮緬の衿にもうるの帯、茶の腰帶、下に白帷子を著たりしを咎めて番所へ預け、黒縮緬の小袖にて錢湯に赴く少婦の胸に封をつけしとぞ……神田辺にて青海縞の衿、裏に黒縫子つけ金魚を縫たるを著したる少女も襟に封をつけられたり」と取締りを行なつてはいるが、その規制は容易に受け入れられず三日法度に終つたようである。天保十三年にも再び町人男女の衣類について絹紬麻布の外は一

切著用いたすまじきことを制し、女の衣類については正徳の触れにもあるように高値の品の売買を禁じ、相背くときには吟味の上厳重に咎められる旨が京都江戸の呉服師にも堅く申し付けられたのである。<sup>(21)</sup>しかし繡箔の小袖の使用を禁じられた町人達は、彼等に許された木綿を使って手数のかゝった模様を織りだし、錦綾子縮緬等に見紛う木綿を作つて、絹小袖を許されている武家の小袖に抵抗したのであろう。天保十四年にそれらを禁止する令がだされている。<sup>(22)</sup>度重なる禁令が町奉行所より其筋の商人には申すに及ばず、町中、家持、借家、店借裏々までもらさず云い渡され、商人のみならずその元方にまで禁令はとゞき、違反した者は嚴重な処罰を受けねばならなくなつた。

これほどのきびしい規制の下ではいかに富があつても法度を破ることは難くなる。しかもその規制は衣類に限らず町人の生活すべてに課せられたのである。元禄の頃、よい衆或は分限たるべく家職を人にまかせてさまざま榮耀に暮らし、その衣類・住宅を飾ることによって武士より優越感を感じ、武士への屈服を自ら慰めていた町人達も、豪商石川六兵衛の追放をきゝ、又大阪淀屋の闕所を知り、その他町人の分際でありながら禁制を犯し豪奢の振舞があったとの理由で取潰される有様を目の当たりに見ては、町人としての反省を促されざるを得ず、同時に自己の保全や既得したもの、安全を図らざるを得なくなったであろう。こゝに至つて町人達は封建的社會における自己の身分を改めて見直し、きびしく要求される町人としての生活を考え直し、町人であるという自覚を深めるようになつた。町人考見録にも五十余の商家の没落を説明し、町人としていかに対処すべきかを述べているなかに、町人が自分のいやしき位を知らずして本業を忘れて武士の振舞を真似て仏道にこり、遊芸に身をまかせ、風流過美のふるまいあるを戒め、町人はその分を守る生活をすべきであると説いてゐる。こゝにおいて過去に貴族的な生活を理想とした生活を営んでいた町人達も、士農工商の最下層に位しているという身分的自覚をもち、身分相応の生活を営むべき態度をとらねばならなくなつたのである。

このような過程をたどりながら変容した彼等の生活では、その被服に対しても消極的となり、意匠は華美であった元禄の名残りをとどめつゝもより狭小に固定化の傾向をたどることになる。模様の構成に類型を生じ、そこにえがかれる物語的・説明的な表現は彼等の説話的なものへの興味を示している。吉原細見模様の小袖に至っては小袖のための意匠というよりも、小袖を一枚の画布としてえがいた装飾的な意匠としての性格をおびている。小袖の模様から物語りをよみ、名所を眺め、その過剰なまでの技巧を確めて、自己の生活を慰めていたのだろうか。先にあくどさを感じた意匠も彼等にとっては決してあくどいものではなく、又意匠に機智的なものを潜ませて小袖を遊びの場となしたこと、それ相応の理由が彼等の内にも外にも存していたのである。そこには、かつてみられたような衣裳競べに出演させるものでもなく、武士への抵抗でもない自分自身の道楽のための意匠とも解される性格がみいだされる。

#### 四

一般に、江戸時代後期の文化は最も爛熟し頽廃的なものであるという評価がなされている。封建体制が成熟した社会にあっては文化は停滞しやすく、革新的な気運も育たず、頽廃的な色彩を濃厚にしていくことは当然の推移であろう。

さて、概略ではあるが小袖意匠について、その実態を社会的な背景の下に眺めてきた。史的な流れの中に小袖の諸々の現象を捉えるとき、たしかにこの期の意匠に固定したところがあり、爛熟的な濃厚さもある。その故に他の造形意匠にも云われるごとく末期的な印象を我々に与えているとも思われる。その頽廃的とも評される性格がその時の社会状勢に支配されて生じたこともみてきた。精神的な抑圧を受けながらも封建社会に安住出来た元禄期の町人達とは異なり、町人抑圧政策の具体化によりきびしい現実を生きていくためには、その抵抗は消極的にならざるを得ず、意匠も固定し、技巧も抹消化したであろうし、それがまた町人的な意匠的一面とも云える。

ところが浮世絵にはそうした爛熟的な現象とはみなされない小袖があり、それが市井に多く見られた事実に注目したい。浮世絵が町人の絵であり、町人の性格によく応えている限り、そこに見る被服もまた町人の生活、町人の気質をあらわしているものであろう。それは一枚の小袖、一枚の襦袢、一筋の帯に美的な満足を得るものでなく、その着こなしをも含めて、きもの姿を構成しているすべてのものより釀成される雰囲気に美的なものを求めていいるのである。この態度は先の吉原細見模様小袖その他の小袖のものとは異にしているが、被服の自由を奪われた町人達が、伸長してきた経済力と社会的な重圧との矛盾から逃避せず、それを統一した形で得た新しい被服觀に支えられて実現したものであろう。それまでには御所風な小袖への接近を試みたり、禁令の度に抵抗を示して裏絹小袖や裏模様小袖を作ったり、木綿による刺繡小袖を作ったり経験しなければならなかったのである。絶対的な権力の下に耐えぬきながら、彼等の被服の欲望は、それを視ることによって自らを慰めていた小袖から、それを着ることによって美をみいだそうとする小袖へと移っていったのである。そこには町人達が爛熟的な固定した意匠から脱しようとする積極的な一面がうかがわれ、それは彼等の町人的な生活体験を地盤としているだけに、眞の意味での町人的とも云える性格を内に潜めていることは指摘出来よう。そのためには「町人」及び「町人的なるもの」の内容について検討されねばならず、その事に関しては稿を改めたいと思っているが、こゝではその形成過程を史的な視角から眺めようとしたのであり、そのことの内に消極的態度であった町人達にも被服意匠を新しく展開しようとした積極的な一側面のあることに気づいたのである。

註 (1)大道弘雄氏蔵 平絹地に茜と藍を主として、蓮葉とそれに散る露を絞り染にしたもの

(2)田畠喜八氏蔵 緑絹地に葵の葉等を絞り染にしたもの。

(3)染分四季草花鳥模様縫箔小袖(長尾美術館蔵)、染分花卉模様縫箔小袖(田畠喜八氏蔵)をいう。

(4)友禅史会蔵 紅綸子地に熨斗の結び目を左肩におき背面全体に熨斗を拡がせて、その一筋一筋に友禅染の細かい技巧をほどこした豪華な小袖。

(5)中島稿：桃山時代における小袖の意匠について 家政学雑誌 13巻6号・昭和37年

中島稿：元禄小袖の意匠的性格 家政学雑誌 17巻2号 昭和41年

(6)尼崎貞子氏藏

(7)東京国立博物館藏

(8)菊岡沾涼著 本朝世事談綺 享保19年刊

(9)富裕な町人達はその娘を御殿奉公に上らせたが、その娘が宿下りの時に持帰るものが御所風、  
御殿風なものとして、しだいに町方にひろがった。

(10)山辺知行・北村哲郎共編 小袖 三一書房 昭和41年刊に山辺氏が解説しておられる。

(11)シルク博物館藏

(12)松坂屋藏

(13) (14)長尾美術館藏

(15)納戸地四季草花模様江戸解帷子（野口安左衛門氏蔵）は御殿風の腰高模様の例である。

(16)東京国立博物館藏

(17)参考図版は、肉筆浮世絵下巻 講談社 昭和38年刊による。

(18)中島稿：元禄小袖の意匠的性格

(19)井原西鶴著 日本永代藏 貞享5年刊 卷一 昔は掛筹今は当座銀

(20)以下引用の衣服の禁令は古事類苑（服飾部）による。

(21)天保十三寅年十月二十九日

町人男女衣類之儀 前々相觸候通 絹絣麻布之外 一切著用致間敷候 縦令絹絣ニ候共 羽  
二重龍門ニ紛敷品 幷浮織綾織等ニ似寄候類 総而手数懸り候織方之品者 可為無用候 御  
用達町人共之儀者 御目通江罷出候節計 羽二重龍門之衣服著用不苦 平日者御法度之衣類  
一切著用致間敷候 若相背におゐては 吟味之上 厳重に咎可申付もの也

(22)天保十四卯年八月十七日

町人男女衣類之儀ニ付而者 前々より之觸 幷去寅十月中相觸候趣も有之候處 木綿ニ而模  
様等織出し 手数相掛候品 高價に商ひ候者有之 今般吟味之上 夫々咎申付候 右者全他  
之聞江而已儉素ニいたし 内實奢侈之風儀不改事ト相聞 不埒之至ニ候 己後呉服物ニ不限  
何品に而も 右體之品決而賣買いたす間敷候 尤呉服物之義者 国々元方江も急度申渡事候  
間 此後手数相掛錦縞子縮緬等に見紛ひ候木綿 其外絹絪之類送り越候はば 早速可訴出候  
萬一等閑に相心得觸面之趣相背候者有之ニおゐて者 吟味之上 急度咎可申付候  
右之趣 町中不洩様可觸知もの也

(23)三井高陽著 町人思想と町人考見録 昭和18年刊